


平成23年 5月 26日


三重県議会議長 山本 教和 様

氏名 北川 裕 

平成23年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）の規定により、
別紙のとおり 23年度政務調査費収支報告書を提出します。

平成23年度 政務調査費収支報告書

氏名: 北川 裕之  印

1. 収入

政務調査費	180,000 円
-------	-----------

2. 支出

単位=円

項目	内 訳		支出額	
A 調査研究費	1	旅費	管内調査、視察及び研究活動等に要する旅費	6,720
	2	需用費	調査研究活動に必要な消耗品等	0
	3	委託料	個人・団体に調査研究を委託する経費	0
	4	負担金	調査研究に必要な研究会等参加負担金	0
	5	その他	連絡調整に必要な経費等	0
		■ 小計 ■ 調査研究費	6,720	
B 研修費	1	旅費	研修会開催又は参加するのに必要な旅費	0
	5	負担金	研修会・講演会に参加するための負担金	0
	6	その他	連絡調整に必要な経費等	0
		■ 小計 ■ 研修費	0	
C 会議費	1	旅費	会議の準備、運営参加等に必要な旅費	0
	2	需用費	会議に必要な消耗品、茶菓子代及び資料印刷費	0
	3	使用料	会議の会場及び機材借り上げ費	0
	4	その他	連絡調整に必要な経費等	0
		■ 小計 ■ 会議費	0	
D 資料作成費	2	需用費	資料の印刷製本費等	0
	3	手数料	作成資料の原稿費、筆耕翻訳料等	0
	4	その他	連絡調整に必要な経費等	0
			■ 小計 ■ 資料作成費	0
E 資料購入費	2	図書購入費	書籍等購入に必要な経費	0
	3	その他資料購入費	新聞雑誌購読料、ビデオ等図書購入以外の資料	9,120
		■ 小計 ■ 資料購入費	9,120	
F 広報費	1	旅費	広報活動に必要な旅費	0
	2	需用費	広報誌、報告書等の印刷製本費等	0
	3	通信運搬費	広報誌、報告書等の配布送料等	0
	4	その他	連絡調整に必要な経費等	0
		■ 小計 ■ 広報費	0	
G 事務所費	2	賃借料	事務所の賃借料	35,000
	3	管理運営費	事務所の光熱水道費等に要する経費	1,338
	4	その他	事務所の管理運営に要する経費	0
		■ 小計 ■ 事務所費	36,338	
H 事務費	2	需要費	事務用品などの消耗品購入費用等	0
	3	通信運搬費	電話、FAXなどに必要な経費等	3,834
	4	その他	備品購入、機器リース又は連絡調整などに必要な	0
		■ 小計 ■ 事務費	3,834	
I 人件費	2	人件費	職員の給料、手当、社会保険、賃金等	50,000
		■ 小計 ■ 人件費	50,000	
合 計 金 額			106,012	

3. 残余

残余金	73,988 円
-----	----------

52 北川 裕之

議員分 23. 4. 1 ~ 23. 4. 30

20300002

23年度調査研究活動の実施概要報告書

会派（議員）名 北川裕之

調査研究活動の主な内容、成果等

（地域観光振興施策について）

赤目四十八滝溪谷保勝会役員および事務局員等と懇談し、当地への入り込み客数の推移や、今年度の取り組み方針、事業を聞き取るとともに、創設された「忍者の森」の現地調査も行い、今後の県・市の支援のあり方や観光施策等について研究・検討した。

（公安施設設置状況について）

主要道路における横断歩道や停止線等の設置状況において、劣化が激しく、確認が容易ではない箇所が多く見られることから、その状況を確認し、安全確保のため当局に是正を要望した。


調查研究費

20300004

旅費等支出計算書

旅行者 職氏名	三重県議会議員 北川 裕之 		
用務	地域観光振興施策調査		
調査日程 及び 調査先	23年 4月 20日 ~	23年 4月 20日	
	三重県	名張市	
	(調査先名称) 名張市内	赤目滝保勝会	
支出内訳	1 旅費		3,480 円
	(運賃等 1		0 円)
	(運賃等 2		0 円)
	(運賃等 3		0 円)
	(運賃等 4		0 円)
	(運賃等 5		0 円)
	(自家用車使用	30 円/km X 16 km	480 円)
	(宿泊費	16,500 円/泊 X 0 泊	0 円)
	(調査雑費	3,000 円/日 X 1 日	3,000 円)
	(加減額1		0 円)
	(加減額2		0 円)
	(加減額3		0 円)
	2 付随する経費		0 円
	(参加費、資料代等		0 円)
	(手土産代	円/箇所 X 箇所	0 円)
	(その他1 (内容)	0 円)
	(その他2 (内容)	0 円)
	(その他3 (内容)	0 円)

旅費等支出計算書

旅行者 職 氏名	三重県議会議員 北川 裕之 		
用務	公安施設設置状況調査		
調査日程 及び 調査先	23年 4月 22日 ~	23年 4月 22日	
	三重県	名張市	
	(調査先名称) 名張市内	名張地区内	
支出内訳	1 旅費		3,240 円
	(運賃等 1		0 円)
	(運賃等 2		0 円)
	(運賃等 3		0 円)
	(運賃等 4		0 円)
	(運賃等 5		0 円)
	(自家用車使用	30 円/km X 8 km	240 円)
	(宿泊費	16,500 円/泊 X 0 泊	0 円)
	(調査雑費	3,000 円/日 X 1 日	3,000 円)
	(加減額1		0 円)
	(加減額2		0 円)
	(加減額3		0 円)
	2 付随する経費		0 円
	(参加費、資料代等		0 円)
	(手土産代	円/箇所 X 箇所	0 円)
	(その他1 (内容)	0 円)
	(その他2 (内容)	0 円)
	(その他3 (内容)	0 円)

資料購入費

20300007

新聞領収書

1473
518-0702

平成23年4月4日

住所 名張市鴻之台2-58-2 トレンドビル2F 妙吉祥

61-0775

氏名 北川 裕之

様

但し2011年01月から2011年03月分購読料

¥2,280

上記金額領収いたしました。



株式会社 伊和新聞社
三重県名張市上八町1482 電話0595-632355

係印



産経新聞

領収証

トレンドビル2F

オフィス キタガワ 様

2011年4月分

お問合せNo. 6175

(307) 49.00集金

4/30 集金

銘柄名	部数	金額	備考
伊勢新聞	1	2,840	

合計金額

2,840円

毎度ご購読、まことに有難うございます。
※金額には消費税が含まれています。

産経新聞 名張専売所
中尾新聞 舗

名張市東町1911-4

TEL 0120-63-0846

FAX 0595-63-0874

(証券No. 48-2011/04/27 07:48:03)



20300008

E-1

購読証明

2011年4月分

電子版のご利用ありがとうございます。

2011年4月分については、下記明細の通りご利用いただきました。(税込み)

購読証明

2011年4月30日

北川 裕之 様

基本料金(月ぎめプラン)	4,000 円
合計	4,000 円
内消費税	(190 円)

上記金額は全てクレジットカード利用によるものです。

日経Wプラン(宅配+電子版)のお客様の場合、電子版ご利用料金には日本経済新聞(宅配)購読料の収納代行分を含みます。

東京都千代田区大手町1-3-7
株式会社 日本経済新聞社

20300009

E-2

事務所費

20300010

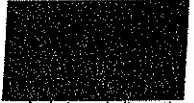
NANTO BANK カードサービスご利用明細

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容		取扱店	ご利用年月日
現金振込予約		760	23-04-20
お取引銀行	お取引店	口座番号	
	****	*****	
お取引	1万円枚	5千円枚	千円枚
現金内訳	007 000 001		¥20
お取引時分	お取引金額	手数料	
15:07	¥70,000	¥315	
残高		おつり	
	*	¥705	
銀行使用欄 (印紙税納付済)			
0207 お振込日23年 4月21日			

ご案内またはお振込内容

お受取人
お依頼人



コトレント サマ

キタカワ ヒロユキ サマ

トクモト

工72-107 22.11 805x6x1.000 KCS

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南部銀行

※ テナント料については、70,000円のうち、 $\times 0.5$ の
35,000円を 政務調査費として計上

貸借契約書

〈貸主〉

有限会社 トレンド

〈借主〉

北 川 裕 之

賃貸借契約書

貸主 有限会社 トレンド (以下 甲という) と、借主 北川 裕之 (以下 乙という) とは、下記の通り賃貸借契約を締結する。

第 1 条 (賃貸借物件の表示)

甲は、乙に対し、下記物件 (以下「本物件」という) を賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

物件の表示

- ・所在地 名張市鴻之台 2 番町 5 8 - 2
- ・名称 トレンドビル 4 号室
- ・面積 33.06㎡

第 2 条 (賃貸借物件の使用目的)

乙は、本物件を事務所としてのみに使用し、その他の目的に使用しないものとする。但し、乙は、使用目的の変更が生じた場合は、その変更内容を甲に通知し甲に承諾を得ることにより、使用目的の変更をすることができる。

第 3 条 (賃貸借期間)

1. 賃貸借期間は、平成 15 年 4 月 16 日より 5 年間とする。
2. 期間満了の 6 ヶ月前までに甲または、乙がその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、賃貸借期間は、更に 2 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 4 条 (賃料)

1. 賃料は、月額金 70,000 円 (税込) とする。但し、始期においては 1 ヶ月に満たない月の賃料は、日割り計算とする。
2. 賃料の支払時期、支払方法は次の通りとする。
 - (1) 支払時期・・・毎月月末までに翌月分を支払う。
 - (2) 支払方法・・・甲宛下記口座に振込ものとする。

普通預金
有限会社 トレンド

第 5 条 (共益費)

本物件の共益費は、次に掲げる費用として充当する。なお、本物件の共益費は、賃料に含まれるものとする。

- ・浄化槽、配水管等の清掃維持管理、破損時の復旧に要する費用。
- ・共用外灯の電球の取り替えに要する費用。
- ・共用外灯、浄化槽の電気代その他の運営に要する費用。

第 6 条 (保証金)

本物件に対する保証金は金 350,000 円也とし、乙は賃貸借契約時に甲に預託する。退去時の敷引を 20% とする。なお、保証金には利息をふさない。

第 7 条 (乙の付加物)

乙は、乙が付加設置した内装・設備等は、乙の所有とする賃貸借期間の満了等による明渡しの際、乙は甲に買取の請求をしないものとする。

第 8 条 (善管義務及び損害賠償)

1. 乙は、本物件を賃借するにあたり、善良なる管理者の注意をもって使用する。
2. 乙または乙の関係者は、本物件に故意または過失により損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 9 条 (負担の帰属)

本物件の公租公課は甲の負担とし、電気・ガス・水道の使用料金、衛生費及び小修繕その他日常使用に伴い生ずる維持管理費用は、全て乙の負担とする。

第 10 条 (補修工事等)

乙は、甲の承諾の上、本物件の造作、模様替等の工事を行えるものとする。

第 11 条 (転貸譲渡等の禁止)

乙は、本契約期間内において、理由の如何を問わず次に掲げる行為を禁止する。

1. 本物件の使用変更を行うこと。(本契約書第 2 条の場合は除く)
2. 本物件を第三者に転貸(共同使用その他これに準ずる行為を含む)すること。
3. 名義の如何を問わず、本物件を事実上第三者の使用に供すること。
4. 甲に損害を及ぼす一切の行為。

第 12 条 (契約の消滅)

天災地変その他甲乙双方の責に帰すことができない事由により本物件の全部または大部分を使用することが出来なくなったときは、本契約は消滅するものとする。但し、使用可能となったときは、本契約と同一条件をもって甲は他に優先して乙に賃貸するものとする。

第 13 条 (賃貸借契約の解除等)

1. 賃貸借期間中に本契約を解除しようとするときは、甲または乙は 6 ヶ月前までに相手方に対し、その申出をしなければならない。但し、乙は申出後 6 ヶ月間の賃料を支払って本契約を解除することができる。
2. 乙が次の各号の一つに該当するときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。
 - (1) 賃料の支払を 1 ヶ月分以上滞納したとき。
 - (2) 本契約の各条項に違反したとき。
 - (3) 本物件に暴力団関係者またはそれと思われる者の出入りが確認されたとき。

第 14 条 (立ち入り)

甲は、本物件内の管理上又は修繕上等必要な場合においては、乙の承諾を得た上で本物件に立ち入ることができる。但し、緊急を要する場合等、やむを得ない事由が生じた場合においては、乙の承諾を得ることなく本物件内に立ち入り、必要な処置を行うことができる物年、必ず事後に乙に対し通知を行う。

第 15 条 (原状回復)

本契約が期間満了により終了したときは、乙は本物件を次の定めにより速やかに甲に明渡しするものとする。

1. 乙の所有に係る造作設備・機械設備・その他の物品は、乙の費用をもって撤去する。
2. 本物件に残存物がある場合は、乙はその所有権を放棄したものとみなし、甲が乙の負担において処分するも何等の異議申し立てしない。
3. 乙は本物件の明渡しと同時に玄関鍵の交換及び本物件内のクリーニングに係わる全ての費用等を乙の責任と負担において行う。なお、前項の作業を行う業者については、甲指定の業者とする。

第16条 (保証金の処分禁止)

乙は前第6条の保証金債権をもって賃料債務と相殺できないものとし、またこの債権を他に譲渡し、若しくは担保に提供する等の処分をしてはならない。

第17条 (保証金の返金)

甲は、賃貸借契約の期間が満了し、乙が本契約に定める明渡しその他業務を完全に履行したときは、前第6条に定める保証金20%を控除の上速やかに返還するものとする。但し、滞納賃料または損害金の未払いがある場合は、その金額を更に差引き、返還するものとする。

第18条 (本物件使用上の諸注意)

1. 本物件には引火物等危険品の持込みを禁止すると共に、ガス等の設備がある場合にはその取扱いに十分注意すること。
2. 乙は各々互援、互助の精神に徹すること。
3. 乙は本建物内の他の入居者との調和を計り、入居者間の紛争が生じぬよう努めること。
4. 乙は営業の為のサイン・ディスプレイ等を本物件外に設置する場合には、必ず甲の承諾の上、自費をもって行うこと。

第19条 (合意裁判所)

本契約に関し甲乙間に紛争が生じた場合は、本物件の管轄する裁判所を双方合意の裁判所とする。

第20条 (信義則)

本契約に定めのない事項については、不動産取引の慣行、民法、その他関係法規の規定に従い、互いに誠意をもって解決する。

第21条 (その他)

1. 本物件の駐車場その他共用スペースに関しては、各店舗の借主の共用使用とする。
2. 乙は、本建物及び駐車場等の使用に際し近隣周辺住民に対し騒音等、一時的迷惑を及ぼすことのないよう誓約し、これにより苦情が生じたときは、乙は乙の費用と責任においてこれを処理するものとする。
3. 本契約における賃料、共益費、駐車場料金その他、本契約に係わる全ての条項につき乙は口外しないこと。万一、乙の口外により甲に損害が発生した場合、全て乙の責任と負担により解決を行うこと。

この契約の成立を証するため、本書二通を作成し、甲、乙、連帯保証人各自署名捺印の上、甲乙各1通保有する。

平成15年6月6日

<貸貸人> (甲)

住 所 名張市赤目町柏原60番地

氏 名 有限会社 トレンド
代表取締役 井上 勝則



<貸借人> (乙)

住 所 名張市百合が丘東3番町124番地

氏 名 北川 裕之



<連帯保証人>

住 所

氏 名

印

<仲介業者>

免許証番号 三重県知事 (10) 第516号
住 所 名張市松崎町1440番地の1
名 称 株式会社 丸栄建設
代表取締役 菊 山 雄
免許年月日 平成10年12月15日



<取引主任者>

登録 番号 三重 第006023号
氏 名 山 岡 康 彦
従事する事務所 名張市桔梗が丘2番町1号区2番地
名 称 株式会社 丸栄建設 不動産部




20300016

口座振替領収済のお知らせ

平成 23 年 2 月分		振替日	4月 5日
水道使用水量	3 m ³	領収金額	1,102円
下水道汚水量	3 m ³	領収金額	1,575円
再開手数料		領収金額	****円
		合計金額	2,677円
平成 23 年 3 月分		振替日	5月 6日
水道使用水量	2 m ³	領収金額	1,102円
下水道汚水量	2 m ³	領収金額	1,575円
再開手数料		領収金額	****円
		合計金額	2,677円

上記の金額を領収させていただきました。

名張市水道事業 名張市長 

お客様の番号は **0022172** です。
 お問い合わせの際は上記の番号をお知らせください。
 次回検針日は 7月 13日です。
 名張市上下水道部 TEL(0595)63-4111

水道管の凍結による破損に備え、

※ 水道料金については、 $\times 0.5$ の 1,328円を政務調査費として計上

事 務 費

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客さま氏名 北川ひろゆきサポーターズ事務所 様

平成 23 年 4 月 27 日発行

お客さま番号 (0595)61-0775

平成 23 年 3 月分	
領収金額 (Amount paid)	7,668 円
内訳	
電話料金等	7,304 円
消費税相当額	364 円
金融機関名 百五銀行 名張支店 口座番号 0770756	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、料金お問合せ先へご連絡ください。	

右記、金額を平成 23 年 4 月 11 日口座振替により領収いたしました。

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本

西日本電信電話株式会社
三重支店



料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

※ 電話料金は $\times 0.5$ の 3.834 円を 政務調査費 とし計上

20300019

H-1

人 件 費

領 収 証

北川裕之様

平成23年 4月 20日

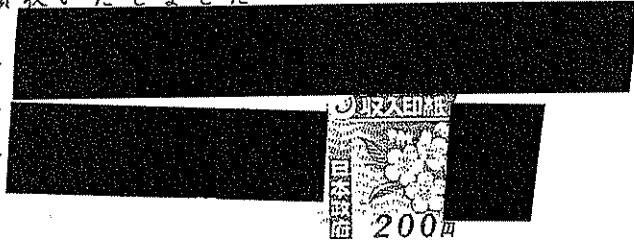
¥ 1,000,000

但平成23年4月分給料とL2
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)



※ 人件費は、×0.5の50,000円を政務調査費として計上

